

中学校生徒指導要録と 数学科の学習の評価について

野 崎 緑 朗

岡山理科大学教養部

(1993年9月30日 受理)

1. はじめに

現在、指導と評価は表裏一体の関係にあるといわれる。学習指導は生徒を一定の目標に到達させることを目的とした、人間（教師）の意図的・計画的・継続的な営みである。学習指導においてふむべき段階は大別して、目標、計画、指導・実践、評価の四要素からなり、これらの要素はシステム化されている必要がある。指導目標を明確化し、それに基づいて綿密な指導計画を立案し、教師としては優れた授業すなわち「教授＝学習」過程を展開したと思っても、それにより所期の成果を収めることができたかどうかは、いろいろな段階でチェックすなわち評価をしてみなければわからないものである。この評価に基づいて当初の指導計画の修正も授業の改善も行われるのであり、教師は評価の結果を謙虚に受けとめて反省し、それを指導内容の精選集約や指導方法の工夫改善に生かしていくことが必要不可欠であるといえる。

上述のような指導と評価の一体化は必ずしも教師に十分認識されてきたとは考えられない。生徒の試験の点数をもとにして各学期ごとの成績を通信簿（家庭通知表など）に記入し、さらに一年間の成績をまとめて生徒指導要録に記入するといった作業によって、評価をしたと考えている教師は少なくないと思う。点数化は一般に評定と呼ばれるもので、評価の一部ではあっても、評価のすべてではない。

評価は、その方法からみて、絶対評価、相対評価、個人内評価がある。絶対評価は達成度評価又は到達度評価といわれることもある。また、評価の目的や時期からみて、診断的評価、形成的評価、総括的評価がある。この総括的評価はまとめの評価であり、事前の診断的評価や指導の途中における形成的評価などをも反映した評価の集大成でなければならない。平成3年から中学校で学年進行で実施されている生徒指導要録の「各教科の学習の記録」の「I 観点別学習状況」、「II 評定」、「III 所見」は、総括的評価であるが、内容的には、絶対評価、相対評価、個人内評価のすべての要素を含んでいるといえる。

絶対評価は、一人一人の生徒が習得した知識・技能や伸長した能力などを、あらかじめ定められた基準に照らしてその達成の度合いを評価するものである。そのため各生徒の達成状況からみて、未達成の生徒の治癒指導に役立つ点は大きいですが、達成基準の定め方に難

しい点があり、とかく主観的になりやすい。

相対評価は、生徒の知識・技能や能力を、その生徒の所属する集団を念頭において、その集団全体の成績分布の中に個人の相対的な位置を示す方法である。これは集団内での個人の成績の位置を客観的に示すために選抜には役立つが、学習における努力の成果が現れにくいため、指導のための評価としては適当でない。5段階評定法や偏差値がこれである。

個人内評価は、評価の基準を外に求めず、生徒一人一人の特徴をチェックしていく方法で、個人内での優劣の判定が可能である。

この三つの評価法はそれぞれ長所・短所をもっており、総合的に判断をする必要がある。

ここでは、中学校生徒指導要録を検討し、中学校学習指導要領と関連させながら、学習の記録の変遷をとおして、中学校数学科の学習の評価の在り方を考えてみたい。

2. 中学校生徒指導要録について

(1) 生徒指導要録の法的性格

中学校生徒指導要録（以下指導要録と略記す。）は、文部省令である学校教育法施行規則第12条の3第1項に「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。」と規定されており、児童等の等に中学校生徒が含まれている。すなわち、校長に指導要録の作成が法的に義務づけられている。実際は校長が生徒一人一人の指導要録を自ら作成することは不可能なので、校長は職務命令としての校務分掌で各学級担任を命じ、その学級担任が教科担任等の協力をえて指導要録を作成する形式をとっている。そのため指導要録には、校長氏名印、学級担任者氏名印の欄があり、校長が作成について最終責任をとる形となっている。

また、指導要録は学校教育法施行規則第15条において「学校において備えなければならない表簿」の一つであって、「学籍に関する記録」については20年間、「指導に関する記録」については5年間保存しなければならないものとされている。平成3年から指導要録は、前者が様式1、後者が様式2となり、保存期間が異なるため別綴りとされたが、それまでは一様に保存期間は20年間であった。上述の如く、指導要録は、法令に基づく公簿として、校長の責任において、作成・保存すべきものであるといえる。

なお、指導に関する記録の5年間の保存期間についてはいろいろの問題があると思う。保存期間を過ぎると指導要録は各地でいわゆる凍結措置（時には焼却措置も可能）をとっているが、これは保存期間を過ぎると、各教科の学習、特別活動、行動、進路指導、出欠等の指導に関する記録は、証明・発行しなくてよいということである。高等学校のものは平成5年度中に示されるが、中学校卒業後6年目、高等学校卒業後6年目からは、進学・就職の際の内申書、調査書等を発行しなくてよいこととなる。今まで20年間保存だったのが、一挙に5年間に短縮されたのは、意味があるのだろうか一面割り切れない思いもする。

(2) 指導要録の様式や記入

上述の如く、指導要録の作成義務者は校長であるが、公立学校の場合においては、指導要録の様式や記入上の注意等についての決定をするのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、所管の教育委員会である。この法律すなわち地教行法には、文部省と都道府県教育委員会、都道府県教育委員会と市町村教育委員会間の関係について、いろいろな定めがなされている。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会が上記の様式等を定める場合、都道府県内である程度の統一を図り、市町村でまちまちになることを避けるため、一定の基準を示すことができることとなっている。むしろ都道府県教育委員会は積極的に基準を示し、指導助言をすることが望ましいともいえる。

また、文部省では、都道府県教育委員会の市町村教育委員会に対する基準の設定や指導助言のための参考案を示しているものである。すなわち、指導要録の様式や記入要領は、都道府県や市町村で若干の特色があることは当然であるが、公教育上の公簿としての性格から、余り大きな相違があることは望ましくないといえよう。基本的には文部省作成の参考案をモデルとして、部分的に地域の実情を反映したものとなるようにすべきであろう。この所論では文部省作成の参考案をとりあげて考察していくこととする。

なお、学校が家庭との連絡のために作成する通信簿は、法定のものでないので、学校独自に様式や記入方法などが決定できるものである。各学校での趣旨を生かした創意工夫が望まれるが、教師間の共通理解は当然必要であり独走は避けねばならない。

(3) 指導要録の性格

指導要録は、生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記入し、指導のための資料及び外部に対する証明等に役立つ原簿であるという二つの性格を有している。

指導のための資料と外部に対する証明等は、学習指導要領が画一性と弾力性という一見相矛盾する二つの要請を調和させた如く、指導要録という一つの公簿に上述の二つの性格を共に十分発揮させることは困難な点が考えられるが、これを調整させるためには教師の識見が必要といえる。今回の改訂では、指導のための資料という性格が一層重視されるとともに、生徒のプライバシー保護の観点から対外証明等については制限的な対応を図ったものといえる。

指導要録の記録する各教科等の評価は、一年間の学習や活動の状況を学年末に評価する総括的評価である。各教科等の評価が真に生徒の日常の学習指導に有効に役立つためには、生徒一人一人の学習や活動の状況を詳しく把握し記述することが必要である。したがって、指導要録の評価だけでは生徒の日常の学習活動のために役立つ上で大きな制約があるといえる。生徒の日常の学習活動の指導に有効適切に生かすためには、形成的評価などを取り入れた補助簿を活用して、指導の過程や成果を継続的・総合的に把握することが必要で

ある。指導要録記載の各教科等の評価は、学級担任が変わった時の引継ぎや次の指導のための事前資料として利用されることに止まるといえよう。ただし、各教科の学習の記録の観点別学習状況や評定及び所見は、生徒を継続指導していく上で一層役立つように、各学校での十分な共通理解、創意工夫がなされることが望まれる。

また、指導要録は生徒の学籍に関する記録などによって戸籍簿的役割を持ち、進学や就職等の場合の証明書の原簿としての性格をもっている。このためその様式や記録等はある程度統一されたものであることが必要となる。指導要録に記載されていることをそのまま転記して対外証明をすることは、生徒のプライバシー保護の立場から慎まなければならない、生徒に不利な結果とならないように対外証明をすることが考慮されねばならない。外部の者に指導要録そのものを見せたり、問い合わせ等にそのまま応じたりすることは、絶対にあってはならないことといえよう。

(4) 指導要録改訂の歴史

指導要録は戦後生まれたものであり、それまでは生徒の学籍や成績に関する記録は「学籍簿」と称される法定の公簿が使われた。

「教授要目」が「学習指導要領」に変わったように、「学籍簿」も「指導要録」と称されるようになった。中学校・高等学校については、昭和24年8月25日発初第108号「中学校、高等学校生徒指導要録について」の文部省初等中等教育局長名の通達が発せられ、昭和25年10月9日に学校教育法施行規則の改正が行われ、法令上正式に学籍簿が指導要録となった。(小学校については、昭和24年9月22日文初初第1号初等中等教育局長名通知)

また、指導要録と教育課程の間には一体の関係があるため、指導要録の様式及び記入等は、教育課程の基準である学習指導要領の改訂を受け、その改訂の趣旨、目標、内容等を反映して、改訂されてきたといえる。

中学校については、昭和24年に示された指導要録は、学習指導要領の昭和26年、33年、44年、52年、平成元年の改訂に伴って、昭和30年、36年、46年、55年、平成3年と順次改訂されてきている。

なお、中学校での実施は、昭和31年度、37年度、47年度、56年度では全学年同時改訂であり、平成3年度からのものは学年進行による改訂である。したがって、5年度には中学校では全学年改訂のものとなる。

これら改訂の詳しい経緯や内容構成はここでの本旨ではないので省略し、中学校数学科の学習の記録について主に考察していきたい。

3. 昭和24年最初の指導要録の数学科の「学習成績の発達記録」

昭和24年8月25日発初第108号「中学校、高等学校生徒指導要録について」の文部省初等中等教育局長名の通達によると、中学校と高等学校は同一の用紙に継続して記入するよう

になっている。数学科としても中学校と高等学校は同じ内容の「学習成績の発達記録」となっている。この欄は、教科、目標、所見、評価（目標ごとの評価）となって、中1、中2、中3、高1、高2、高3が同じ指導要録の用紙に記入されることとなっている。

数学科の目標は、「関係を理解してそれを問題解決に応用する能力」、「計算測定の実験技能」、「実際場面において正確に数学的な技能を使用する習慣」の3つからなり、これは今日の観点別学習状況に相当するものといえよう。この3つの目標は、それぞれが非常に具体的に示されているためか、それ以上の詳しい説明はされていない。

「所見」欄には数学における(1)おもな活動、(2)作業の習慣、を記入し、必要な場合別紙に記録し加えてよいこととなっている。

「評価」の欄には、学年の終りに3つの目標のそれぞれについて、5点法を使用して評価点数を記入することになっており、これらを統合する評価の項目はこの場合存在しない。これは、学年末の試験によるのではなく一年間を通じて集めたすべての資料によって評価するのである。5＝秀、4＝優（平均より上位にある者）、3＝良（大多数を含む）、2＝可（平均より下位にある者）、1＝不可、と注記があり、秀、優、良、可、不可という戦時中に使用されていた評定用語が残されている。この5点法は、ここではある程度絶対評価を意味しているとも考えられる。参考までに小学校の児童指導要録の算数の学習の記録をみると、理解、態度、技能の3つについて、+2、+1、0、-1、-2の5段階で評価することとなっている。

上記通達には、指導要録は平常累加的に記録せられた個々の生徒についての資料や知識を解釈し、その要約を記録するものであるから、その扱い方を誤まらないようにせられたい。との説明がなされている。

この指導要録は、小学校のものと、中学校と高等学校を一貫にしたものとの2種の様式案が示されており、旧制度のように様式を法定するものではない。上述した如く文部省が参考案を示し、それに基づいて各地域でそれぞれの実情に即したものを作ることができるようにしたものである。当時の学習指導要領は生活単元学習が主流をなしていたので、指導要録の目標の立て方、評価の仕方等もそれに即応する形式になっていたものと思われる。

4. 昭和30年改訂の指導要録の数学科の「学習の記録」

今までの指導要録は指導のための資料という観点が強調されたが、指導要録には同時に公簿としての対外的な証明等の原簿としての性格も必要とされる。また、小学校のものと、中学校及び高等学校のものとの2種に分かれ、学習の記録の評価の示し方も不統一で、一貫性がなく、特に義務教育としての小学校と中学校の関連が薄いものであった。さらに数学科の学習についての評価は、分析目標を3個ずつ挙げて5段階評定をするが、数学科一本としての成績が把握されないため、不便な点が多く各界から強い不満が寄せられた。この指導要録の分析目標についても、学習指導要領の教科目標との関連が十分とはいえず、

教師が正確に評定することが困難で、そのためいい加減な評定が行われる恐れもあり、現にそういう事態も生まれたとも思われる。

このため昭和30年9月13日文初中第373号文部省初等中等教育局長名の「小学校、中学校及び高等学校の指導要録の改訂について」の通達が出され、各教育委員会ではその趣旨に沿って新様式の指導要録を定め、昭和31年度から全学年同時に実施されることとなった。数学科では従来の「学習成績の発達記録」が「学習の記録」と改称され、学年ごとに教科、評定、所見の欄が示された。数学科の評定は従来のように3つの分析目標に分けて評定することをやめ、一本の総合評定を行うこととなった。(以下表記は当時のものによる。)

数学科の「評定」は従来どおり5段階評定とされたが、その方法については、小・中学校と高等学校では異なる評定方式をとることとなった。小・中学校では「学級または学年において普通の程度のを3とし、それより特にすぐれた程度のを5、それより特に劣る程度のを1とし、これらの中間程度のをそれぞれ4もしくは2とする。一般に3の程度のが最も多数を占め、5または1はきわめて少数にとどまるであろう。」とされた。これは少なくとも人数が多い場合は正規分布に近くなると予想した相対評価の色彩が強いものである。参考までに、相対評価では5、4、3、2、1の評定比率を%で示すと、7、24、38、24、7となる。

これに対して高等学校では「各教科・科目の目標をほぼ達成しているものを3とし、目標を特に高い程度に達成しているものを5、目標の達成が特にふじゅうぶんなものを1とし、それらの中間の程度をそれぞれ4もしくは2とする。」こととなり、達成度評価すなわち絶対評価の色彩が強いものである。

この評定についての考え方は基本的にはずっと踏襲されてきた。中学校の場合、相対評価の色彩が強いとはいえ、正常分配曲線(正規分布)の配分率に必ずしもこだわらなくてもよいとの指導がなされたが、現場では安易に機械的に比率を割り振って評定がなされたのが実態であるといえる。

数学科では評定の外に、「所見」欄が新設され、各学年とも「数学への関心」、「数学的な洞察」、「論理的な思考」、「技能」、「数学の応用・創意」の5個の所見の観点が示された。所見には、個々の生徒として、その特質を知る上に参考となる事項を記入すること。他の生徒との比較を考えるのではない。とされ、このため、掲げられた観点について、その個人とし比較的すぐれている特徴があればその該当する観点到○印を、比較的劣っている特徴があれば×印を記入し、なお、欄内の余白に必要な応じその他のいちじるしい特徴、進歩の度合、努力の程度等を記入する。(特徴の認め難い場合にはしいて記入する必要はない。)とされている。また、掲げられた5個の観点は、従来のような数学科の評定をするための分析的目標を示すものではなく、観点は学校の必要により付加修正される場合もあるであろう。と注意されている。個人内評価である。

所見の5つの観点「数学への関心」、「数学的な洞察」、「論理的な思考」、「技能」、「数学

の応用・創意」も、前回の3つの分析目標に比較するとよく整理されていると思う。なお、「数学への関心」については、数学の意義を理解し、数学に積極的に関心を持つ。「数学的な洞察」については、数量や数量関係を直観的には握したり、明確に見通しをつけたりする。などとその趣旨が示されている。

また、全教科をとおしての「備考」欄があるが、ここには全教科についての学習態度、進歩の状況など、特記すべき事項があればそれを記入すること。各教科の所見欄に書ききれない事項がある場合には、それを記入してもよい。ことになっている。したがって、数学科としても、この備考欄を効果的に活用することが十分可能であり必要であるともいえる。

5. 昭和36年改訂の指導要録の数学科の「各教科の学習の記録」

昭和33年中学校の教育課程が全面的に改訂され、新学習指導要領が昭和37年度から全面实施されることとなった。これは戦後のいわゆる生活単元学習から系統学習への転換であった。このため昭和36年2月13日文初初第92号文部省初等中等教育局長名の「小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録について」の通達が出され、中学校では昭和37年度から全学年同時に実施されることとなった。これは中学校教育課程の改訂に伴い、これに即応するように必要な改訂が行われたものであり、従来の指導要録のもつ二つの性格を継承しつつ、記録すべき事項などの精選を図り、実情に即するように整備されたものである。

数学科では従来の「学習の記録」が「各教科の学習の記録」と改称され、学年ごとに、「I 各教科の評定」、「II 各教科の学習についての所見」、「III 備考」の3欄に分けられた。数学科の評定は今までどおり5段階評定であるが、その評定の仕方が一層弾力化された。従来も正常分配曲線の配分率にこだわらなくてもよいという考えであったが、現場では依然として正常分配の理論にこだわり、余りにも機械的に処理して実情に合わない不合理な面も表れていたため、それを是正し実情に即するように弾力性を持たせたのである。また、学習指導要領と指導要録との関係を系統学習の立場からもより密接にする意味からも、評定を学習指導要領の目標に照らして、調整することができるようにした。

数学科の「各教科の評定」は、数学科の学習についてそれぞれ5段階で表わし、5段階の表示は、5、4、3、2、1とすること。中学校学習指導要領に定める数学科の教科目標および学年目標に照らし、学年または学級において、普通の程度のを3とし、3より特にすぐれた程度のを5、3よりはなはだしく劣る程度のを1とし、3と5または3と1の中間程度のをそれぞれ4もしくは2とすること。となっている。系統学習を採用した新学習指導要領の定める教科や学年の目標との関連が最初に明記され、基本的には絶対評価を加味した相対評価といえるであろう。

「各教科の学習についての所見」は、各教科ここでは数学科の評定の欄とは切り離して独立させているが、考え方の基本は従前の所見のものと大きく変わっていない。数学科の

観点は変更されている。数学科の観点は、「数量への関心」、「知識・理解」、「技能」、「直観・見通し」、「論理的な思考」の5点からなっている。この欄は、個々の生徒について、その特質や学習の進歩の状況を知る上に参考となる事項を記入すること。したがって、他の生徒との比較ではなく、その生徒自身の特徴を記入することを主眼とすることになっている。数学科では上述の5点の観点について、個人として比較的すぐれているものがあればその該当する観点の欄に○印を、比較的劣っているものがあれば×印を記入すること。(特徴の認め難い場合には、しいて記入する必要はない。)また、欄内の余白には必要に応じ、観点を追加して記入することとなっている。なお、数学科の5つの観点は、特質を把握する上において適当と思われるものであるが、これらは数学科の教科としての評定にあたり、評価の観点を考える際の参考ともなるものである。「進歩の状況」については、当該学年において、その当初と学年末とを比較し、総合的にみて進歩の状況が著しい場合に○印を記入し、著しいものの認め難い場合には、しいて記入する必要はないこととなっている。ここは個人内評価といえる。

数学科の5つの観点の趣旨は、学習指導要領との関連等より次のように示されている。

「数量への関心」

数量や図形に積極的な興味・関心をもち、進んで問題を数量的に処理しようとする。数量的な処理において、たえず創意くふうしようとする。

「知識・理解」

数量や図形に関する概念や原理、法則、用語、記号などを理解している。

「技能」

式を計算したり、方程式を解いたり、グラフをかいたりすることが正確に速くできる。

「直観・見通し」

数量や図形や数量的な関係を直観的にはあくしたり、明確に見通しをつけることができる。

「論理的な思考」

数量的な関係を、論理的に筋道を立てて考えることができる。

以後の改訂でも、こういった観点の趣旨は必ず示されているのが特徴である。

「備考」の欄は、各教科共通の欄で、各教科の学習について、学習態度等特記すべき事項があればそれを記入することとなっている。また、生徒が各教科の履修が困難なため、特別の措置をした場合には、その事由をこの欄に記入しておくこととなっている。

6. 昭和46年改訂の指導要録の数学科の「各教科の学習の記録」

昭和44年には中学校学習指導要領がいわゆる数学教育現代化の流れに沿って全面的な改訂が行われた。この改訂に応じて、昭和46年2月27日文初初第150号「小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について」の文部省初等中等教育局長名の通知により、

中学校では昭和47年度から全学年同時に新しい様式によって指導要録が作成された。従前の36年改訂より10年経過したので、その実施経験等に基づいて改善が必要とされ、通達も通知に変更された。

「各教科の学習の記録」は、「Ⅰ 評定」、「Ⅱ 所見」、「Ⅲ 備考」と学年ごとに分けられている。従前の「Ⅰ 各教科の評定」が単に「Ⅰ 評定」と変わり、「Ⅱ 所見」も名称の簡素化とともにその観点が大きく変わり、3点となったのも特徴である。

数学科の「評定」においては、基本的には従前のものを踏襲しているが、次の2点において修正を行い本来の趣旨が一層明確化された。その一つは、5段階評定を行うに当たっては、「この場合、あらかじめ各段階ごとに一定の比率を定めて、生徒をそれに機械的に割り振ることのないよう留意すること。」が付記されたことである。文部省の5段階評定法についての基本的な考え方は変わっていないが、評定を行うに当たって、あらかじめ一定の比率たとえば7%、24%、38%、24%、7%又はそれに近い比率を定めて、生徒の実態や到達状況等を見捨て、機械的に割り振ることのないようにと、従来の評定法の趣旨をより一層明確にした。昭和30年改訂のものにくらべ、昭和36年改訂のものには学習指導要領の目標等が加えられた。今回の改訂は更に上記の新たな内容が付加されたものである。その二つは「Ⅱ 所見」において各教科に掲げられた観点は、各教科の評定を行なう場合においておもな要素として役立つものであるから、これらにじゅうぶん留意すること。」と明示し、所見の観点、数学科では「知識・理解」、「技能」、「数学的な考え方」が、数学科の評定の分析的な要素としての役割をもつことを明確にしたことである。また、平素の学習態度の考慮も必要とされている。評定は絶対評価を加味した相対評価の立場であるといえる。

上述の一定比率を定めて機械的に割り振ることのないようにとの点について考えたい。高等学校入学者選抜において、学力検査と中学校からの内申書又は調査書を同等に評価し、その相関関係によって合否を判断する場合、中学校調査書の教科の評定が絶対評価を加味する場合、教師の判断に伴う評定の学校間格差を生じ不公平を生じる場合がおきる。したがって、中学校の教科の評定が入試に使われる時は、県教育委員会から正常分配曲線に基づく配分率が示されることがある。3年の成績を、10、9、8、7、6、5、4、3、2、1の各評定段階の%をそれぞれ、2、5、9、15、19、19、15、9、5、2と示して、正規分布（正常分配）曲線に準じて10段階に評価する場合などである。中学校においては、高等学校入試用の3年途中での10段階評定と、指導要録の本来の趣旨に基づくものとの2通りの評定を行わねばならないことがあることを付け加えておきたい。

数学科の「所見」は、従来「各教科の学習についての所見」であったのが単に所見だけとなり簡素化された。この欄については、名称の外に次のような変更がなされた。その一つは、学習指導要領改訂の趣旨に沿って観点が変わったことである。従来からの実施経験で評価の難しいとされていた「関心」等が削除され、数学科は「知識・理解」、「技能」、「数学的な考え方」の3つの観点となった。その二つは、従来「この場合、特徴の認め難い場

合には、しいて記入する必要はないこと。」とあったのが削除され、記入することが建前であることが明示された。その三つは、「進歩の状況」という欄がなくなり、「備考」欄に移し、ここに今までの内容を文章で記入することになったのである。

「所見」の欄については、数学の学習において認められた特徴を、「他の生徒との比較ではなく、その生徒自身について記録すること。」は従来どおりで、「各教科ごとに、その欄に掲げられたそれぞれの観点について、各教科の指導の結果に基づいて評価を行なうものとし、その際、その生徒として比較的すぐれているものには該当する観定の欄に○印を、比較的劣っているものには×印を記入すること。また、必要に応じ観定を追加して記入すること。」となっている。

数学科の3つの観定の趣旨は次のようである。関心が除かれたことは後に問題を残す。

「知識・理解」

数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則、用語・記号などを理解している。

「技 能」

数・式を計算したり、方程式や不等式を解いたり、グラフや図形をかいたりよんだりできる。

「数学的な考え方」

数の構造をとらえたり、関数的な考え方、統計的な考え方などができる。また、直観・見通し、論理的な思考ができる。

数学的な考え方とその趣旨には現代化の考えが強く表れている。個人内評価といえる。

「備考」の欄は、各教科共通の欄で、各教科の学習について特記すべき事項がある場合に記入することとなっている。特記すべき事項としては次のものが考えられる。

- (1) 学習に対する努力、学習態度等の生徒の日常の学習状況に関すること。
- (2) 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、総合的にみて学習の進歩が著しい教科がある場合、その状況に関すること。
- (3) 学習に影響をおよぼすような生徒の健康状況に関すること。
- (4) 特別の指導を行った場合、その状況に関すること。
- (5) 生徒の履修困難な教科について、特別の処置をとった場合、その状況に関すること。

なお、指導要録の取扱いについて、その作成、送付、保存等についての注意事項が示された。先ず就職等の際に証明書を作成する場合については、「単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でない場合もあるので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するように注意すること。」としている。また、学校が家庭への通信簿等を作成する場合については、「学校と家庭との連絡に用いられるいわゆる通信簿、家庭連絡簿等は、保護者が児童生徒の学校生活の実情をじゅうぶんにはあくできるようにすることが目的であるから、それぞれの学校においては、児童生徒の発達段階や学校の実情等を考慮し、適切な記載内容を定めることが必要であり、指導要録の様式や記載方法等をそのまま転用す

ることは必ずしも適当でない場合もあるので注意すること。」となっている。指導要録は学校の公簿であるが、通信簿等は法定表簿ではないので、学校が創意工夫をこらす必要があるといえよう。また、指導要録の取扱いについては、今日、指導要録開示の要求や、一部でその決定が、情報公開と関連して行われているので今後の在り方が特に注目されている。

7. 昭和55年改訂の指導要録の数学科の「各教科の学習の記録」

昭和52年には中学校学習指導要領が、現代化の軌道修正、基礎・基本の重視、ゆとりと充実に即して改訂された。これに応じて昭和55年2月29日文初小第133号文部省初等中等教育局長名の「小学校児童指導要録および中学校生徒指導要録の改訂について」の通知により、中学校では昭和56年度から全学年同時に新様式が用いられることとなった。この改訂は、①指導要録を学習指導要領の趣旨実現に資するものとする。②各教師が指導要録の記入や活用を積極的に行う姿勢づくりをすること。③指導要録改訂を日常の学習評価改善の契機にすること。などを目指し、指導の過程及びその結果の要約の記録という指導資料としての役割に一層重点を置いたものといえる。

「各教科の学習の記録」は大きく改められ、従来の「Ⅰ評定」、「Ⅱ所見」、「Ⅲ備考」が、「Ⅰ評定」、「Ⅱ観点別学習状況」、「Ⅲ所見」と変わった。すなわち従来の「Ⅱ所見」が今回「Ⅱ観点別学習状況」に改められ、評価の観点が明確化され、数学科の目標として、4つの観点「知識・理解」、「技能」、「数学的な考え方」、「数学に対する関心・態度」の達成状況を評価する絶対評価法が導入された。また、観点の中に「関心・態度」が設けられたのも大きな特徴である。また、従前の「Ⅲ備考」を「Ⅲ所見」と改めたのもはっきりしているといえよう。

数学科の「評定」においては、基本的には従前のものを受け継いでいる。すなわちこの欄には、数学の学習について総合的に評価して記入する。評定は、5段階で表し、5段階の表示は、5、4、3、2、1とすること。中学校学習指導要領に示す数学の目標（総括的目標及び各学年の目標）に照らし、学年又は学級において、普通の程度のもを3とし、3より特に優れた程度のもを5、3よりはなほだしく劣る程度のもを1とし、3と5又は3と1の中間程度のもをそれぞれ4又は2とすること。この場合、あらかじめ各段階ごとに一定の比率を定めて、生徒をそれに機械的に割り振ることのないよう留意すること。などとなっており、表記の改訂や表現の一部変更がなされているが、基本的には絶対評価を加味した相対評価の立場といえる。また、「Ⅱ観点別学習状況」において、数学に掲げられた4つの観点は、数学の評定を行う場合において主要要素として役立つものであるから、これらに十分留意すること。評定に当たっては、数学の学習における生徒の平素の学習も考慮すること。などが示されている。

数学科の「Ⅱ観点別学習状況」は従来は「Ⅱ所見」と呼ばれたものが改められ明確化されたものである。学習指導要領改訂の方針は、基礎的・基本的事項を確実に生徒に身に付

けさせることにその最大の狙いがあったが、生徒が目標をどの程度達成したかを確認し、それを基に指導の改善を図ることが必要との立場から、今回はより適切な評価方法の採用がなされた。従来の所見の欄の、生徒個人として優れている点に○印、劣っている点に×印をつけるという個人内評価をやめて、達成度評価すなわち絶対評価の立場をとったのである。この欄には、中学校学習指導要領に示す目標の達成状況を観点ごとに評価して記入する。この場合、目標を十分に達成したものについては+印を、達成が不十分なものについては-印を記入し、目標をおおむね達成したものについては空欄のままとすること。また、特に必要があれば観点を追加して記入すること。などとなっている。前述した如く個人内評価より絶対評価への転換で一步前進であるといえる。

数学科の観点及びその趣旨は次のようであり、「関心・態度」に関するものが加わった。これは一步前進である。

「知識・理解」

数量、図形などに関する基礎的な概念や原理・法則を理解している。

「技 能」

数量、図形などに関する数学的な表現や処理の仕方についての基礎的な技能を身につけている。

「数学的な考え方」

数量や図形の間関係などを的確にとらえるとともに、数学的な推論の方法を身につけ、論理的に考えることができる。

「数学に対する関心・態度」

数学的な事象に関心をもち、進んで数学的に考察し処理しようとする態度を身につけている。

すなわち新学習指導要領の目標に照らして観点も決められ、その観心の趣旨も定められているといえる。

観点のうち、「知識・理解」と「技能」は、目標として規定されているとおりにできるようになったかどうかという立場からみれる目標で、これは達成目標といえよう。知識の例としては、特定事実の知識、概念や原理・法則の知識、用語・記号の知識など。理解の例としては、数学的概念の理解、原理や法則・公式の理解、数学的構造の理解、推論についての理解など。またそれらの適用の例としては、問題解決の能力、定型的な応用、発展的な応用など。技能の例としては、計算力、式やグラフへの表現能力、定規・コンパスなどの器具使用能力、操作的な能力、推論の方法、方程式や不等式の解法などが考えられる。

「数学的な考え方」は、目標として規定されているとおりにできることは必ずしも期待できないが、その方向への向上がみられるかどうかという立場から考えられる目標で、これは向上目標といえる。数学的な考え方の例としては、数学的に考察し処理しようとする考え方、統合的・発展的な考え方、論理的な考え方、一般化する考え方、抽象化する考え

方、形式化する考え方などがあげられよう。

「数学に対する関心・態度」は、感情、意欲、意志などに関する面が多く、これは情意目標ともいえる。数学に対する興味・関心、数学的な考え方を支える態度、学習に取り組む態度、数学をやろうとする意欲、成就感・満足感などがあたるであろう。

「数学的な考え方」と「数学に対する関心・態度」などの評価は、計量化が困難なので、教師にとっては安易に考えて評価することなく、生徒一人一人の平素の学習態度など詳しく真剣に観察し、いろいろな方法でその評価をより妥当とする努力と工夫が望まれる。

なお、観点の順序であるが、「知識・理解」、「技能」が1、2番目になっているが、これは当時の基礎・基本の重視を強調した学習指導要領の精神を反映し、知識・理解、技能が特に重視されたためといえるであろう。

「所見」欄は、従来の備考欄に変わるもので、各教科に共通する欄であり、各教科の学習について総合的に見た場合の生徒の特徴や指導上留意すべき事項を記入することとなっている。これは個人内評価といえよう。記入すべき事項として次のものが考えられる。

- (1) その生徒個人として比較的優れている点又は劣っている点など、各教科の学習全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。
- (2) 学習に対する努力、学習態度等の生徒の日常の学習状況に関すること。
- (3) 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、総合的にみて学習の進歩が著しい教科がある場合、その状況に関すること。
- (4) 生徒の体力の状況及び学習に影響を及ぼすような生徒の健康状況に関すること。
- (5) 生徒の履修困難な教科について特別の処置をとった場合、その状況に関すること。

今回の改訂により、数学科の学習の評価は、集団（学年又は学級）内における生徒の相対的な位置関係を見る「I 評定」（絶対評価を加味した相対評価）、数学科の目標（総括的目標及び各学年の目標）の達成状況を見る4つの観点からなる「II 観点別学習状況」（達成度評価すなわち絶対評価）、各教科の学習について総合的に見た場合の特徴などを文章表現する「III 所見」（個人内評価）の3欄で構成されることとなり、評価体系が一層整備され、指導の改善に役立つことが期待された。しかし、この指導要録も平成5年4月からは中学校から全く姿を消すこととなった。平成4年度は中学校3年生にのみこれが適用されていたのである。

8. 平成3年改訂の指導要録の数学科の「各教科の学習の記録」

平成元年には中学校学習指導要領が国際数学教育調査の結果等を勘案し、一層数学的な見方・考え方や数学に対する興味・関心、意欲、態度などを重視し、いろいろな課題解決に役立つようにとの問題解決学習志向のものに改訂された。このため新学習指導要領が目指す教育の実現に役立つよう、指導要録における各教科の評価の在り方などを全面的に見直すため、平成3年入学の中学生より指導要録が改善された。平成3年3月20日文初小第

124号「小学校児童指導要録，中学校生徒指導要録並びに盲学校，聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録及び中学部生徒指導要録の改訂について」の文部省初等中等教育局長名の通知により，中学校では平成3年度から学年進行で新しい様式の指導要録が用いられることとなり，平成5年度からは全学年すべてこの様式によることとなった。

今回の改訂の基本方針は次の3点である。

- ① 新学習指導要領が目指す学力観に立った教育の実践に役立つようにすること。
- ② 児童生徒一人一人の可能性を積極的に評価し，豊かな自己実現に役立つようにすること。
- ③ 指導要録に記録する内容の精選やその保存期間の短縮を行うとともに，指導要録の保存管理の方法等の整備を図ること。

これに基づいて「様式1 学籍に関する記録」（保存期間20年），「様式2 指導に関する記録」（保存期間5年）となったことは前述のとおりである。また，「各教科の学習の記録」にもいくつかの改善が加えられた。その主な改善点は次のようである。

- ① 「観点別学習状況」を各教科の基本としつつ，「評定」及び「所見」を併用することとし，従前の評定と観点別学習状況の位置を入れ替え，「Ⅰ観点別学習状況」，「Ⅱ評定」，「Ⅲ所見」によって構成することとした。
- ② 「観点別学習状況」については，新学習指導要領に示す各教科の目標や内容を踏まえ，自ら学ぶ意欲や思考力，判断力などの育成に重点を置くことが明確となるよう配慮し，観点を改めた。また，評価の表示方法を改めた。
- ③ 「評定」については，生徒の発達段階の特性や学習の実態等を考慮し，必修教科の場合は5，4，3，2，1の5段階法で，選択教科についてはA，B，Cの3段階法で評定すること。
- ④ 「所見」については，個性を生かした教育に役立つ観点から，生徒の長所を取り上げることが基本となるようにした。

今までの指導要録は，「Ⅰ評定」，「Ⅱ観点別学習状況」，「Ⅲ所見」で構成され，3者は並列の関係むしろ評定に優位を置く立場をとっていたが，今回改訂は，新学習指導要領の目指す学力観を十分評価するようにするため，「観点別学習状況」を各教科の基本に置き，「評定」及び「所見」を併用し，これらは「観点別学習状況」を補充するものとして位置づけられた。そのため，従前の順序を変えて「Ⅰ観点別学習状況」，「Ⅱ評定」，「Ⅲ所見」によって構成されることとなった。現場教師の評価観に大きな転換が求められたといえる。

数学科の「観点別学習状況」は，「数学への関心・意欲・態度」，「数学的な考え方」，「数学的な表現・処理」，「数量，図形などについての知識・理解」の4つの観点が示されている。これは従前のものの観点と順序が全く入れ替わったものといえる。すなわち「数学への関心・意欲・態度」や「数学的な考え方」が一層重視され，今までの「関心・態度」に新たに「意欲」が加わり，「関心・意欲・態度」となった。また，「技能」が「数学的な表

現・処理」と改められ、「知識・理解」も「数量、図形などについての知識・理解」と変わった。

この欄には、中学校学習指導要領に示す数学科の目標（総括的目標及び各学年の目標）に照らして、その実現の状況を観点ごと評価し、A、B、Cの記号により記入すること。この場合、「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をB、「努力を要すると判断されるもの」をCとする。また、特に必要があれば、観点を追加して記入すること。などとなっている。すなわち、新学習指導要領に示す数学科の目標に照らして評価の観点を設け、生徒の目標実現状況について評価するもので、達成度（到達度）評価すなわち絶対評価の立場が一層明確化されて引き継がれた。

数学科における4つの観点及びその趣旨は次のようである。

「数学への関心・意欲・態度」

数学的な事象に関心をもつとともに、数学的な見方や考え方のよさを知り、それらを事象の考察に進んで活用しようとする。

「数学的な考え方」

数量、図形などについての基礎的な知識と技能の習得や活用を通して、数学的な見方や考え方を身に付け、事象を数学的にとらえて論理的に考察する。

「数学的な表現・処理」

数量、図形などに関する数学的な表現・処理の仕方や推論の方法を身に付けている。

「数量、図形などについての知識・理解」

数量、図形などに関する基本的な概念や原理・法則などについて理解し、知識を身に付けている。

なお、付属資料「観点別学習状況評価のための参考資料」には、数学について各学年別に観点とその趣旨が示されている。

「数学への関心・意欲・態度」

各学年共通：数量、図形などの性質や関係を調べることやそれらを数学的に考察することに関心を持ち、意欲的に問題の解決に活用しようとする。

「数学的な考え方」

第1学年：数量、図形などについての基礎的な知識と技能の習得や活用を通して、数学的な見方や考え方を身に付け、事象を見通しをもち論理的に考察する。

第2学年：……を身に付け、事象を数学的な推論の方法を用いて論理的に考察する。（……の部分は第1学年と同じ。）

第3学年：……を身に付け、事象の中から関係や法則を的確にとらえ、数学的な推論の方法を用いて論理的に考察する。（……の部分は第1学年と同じ。）

「数学的な表現・処理」

第1学年：正の数、負の数の四則計算ができ、数量の関係や法則を方程式などを用いて

表現・処理したり，図形や関数関係を的確に表現したり用いたりする。

第2学年：簡単な文字の四則計算ができ，数量の関係や法則を方程式などを用いて表現・処理したり，図形の性質について推論の筋道を簡潔に表現したり，数量関係を的確に表現したり数理的に処理したりする。

第3学年：平方根を含む式の計算ができ，数量の関係や法則を方程式などを用いて表現・処理したり，図形の性質について推論の筋道を簡潔に表現したり計量に用いたり，数量関係を的確に表現したり数理的に処理したりする。

「数量，図形などについての知識・理解」

第1学年：正の数，負の数，文字を用いることの意義，一次方程式の意味，空間図形の性質や関係，比例・反比例などの関数関係などを理解している。

第2学年：文字式のはたらき，不等式や連立方程式，平面図形の性質やそれを調べるときの証明の意義と方法，数の表現，一次関数の特徴，度数分布や平均値，相関などを理解している。

第3学年：数の平方根の意味，式の変形の意味とはたらき，二次方程式，直角三角形や円の性質，関数の特徴，確率の意味や標本調査の考えなどを理解している。

特に「数学への関心・意欲・態度」については，①学習内容に対して興味・関心をもち，主体的，意欲的な態度で学習に取り組もうとする。②進んで積極的に課題を見いだし，自ら考え判断して意欲的に解決していこうとする。③数学が構成されていく過程での数学的な見方や考え方に興味・関心をもち，そのよさを知ることにより，進んで活用しようとする。④数学をもとにして考えていく過程での数学的な見方や考え方に興味・関心をもち，そのよさを知ることにより，進んで活用しようとする。⑤数学の歴史や数学者の伝記などに興味・関心を寄せる。などの視点が考えられよう。

なお，新学習指導要領で中学校数学科の領域は，従来のA数と式，B関数，C図形，D確率・統計の4領域が，A数と式，B図形，C数量関係と3領域に変わり，関数と確率・統計が統合されて数量関係となった。また，2・3学年に新しく課題学習がとり入れられたのは大きな特徴である。

数学科の「評定」については，従来と異なり，必修教科としての数学は絶対評価を加味した相対評価としての5段階法，新しく3年に生まれる選択教科としての数学は絶対評価としての3段階法をとっている。

必修教科としての数学については，中学校学習指導要領の数学科の目標（総括的目標及び各学年の目標）に照らして，学年又は学級における位置付けを，選択教科としての数学については，数学科の特性を考慮して設定された目標に照らして評価を記入することとなっている。

必修教科としての数学の評定は5段階で表し，5段階の表示は5，4，3，2，1とすること。その表示は中学校学習指導要領の示す数学科の目標に照らし，学年又は学級にお

いて、「普通の程度のもの」を3とし、「3より特に優れた程度のもの」を5、「3よりはなはだしく劣る程度のもの」を1とし、「3と5又は3と1の中間のもの」をそれぞれ4又は2とすることになっている。この場合、あらかじめ各段階ごとに一定の比率を定めて、生徒をそれに機械的に割り振ることのないよう留意することとなっている。

選択教科としての数学（3年のみ）の評価は、3段階で表し、3段階の表示はA、B、Cとすること。その表示は、数学科の特性を考慮して設定された目標に照らし、「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をBとし、「努力を要すると判断されるもの」をCとすることになり、観点別学習状況の評価法すなわち絶対評価をとっている。

また、数学科の「観点別学習状況」に掲げられた4つの観点は、数学科の評価を行う場合において基本的な要素となるものであるから、これらに十分留意することが強調されている。

「所見」欄は、各教科に共通する欄で、各教科の学習について総合的に見た場合の生徒の特徴及び指導上留意すべき事項を記入することとなっており、その際、生徒の長所を取り上げることが基本となるよう留意することになっている。これは個人内評価といえよう。特に、生徒の長所を取り上げることが基本となると示されていることに注意すべきである。記入すべき事項の例としては、次のものが考えられる。

- (1) その生徒個人として比較的優れている点など、各教科の学習全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。
- (2) 学習に対する努力、学習態度等の生徒の日常の学習状況に関すること。
- (3) 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、学習の進歩が著しい教科がある場合、その状況に関すること。
- (4) 生徒の体力の状況及び学習に影響を及ぼすような生徒の健康の状況に関すること。
- (5) 生徒の履修困難な教科について、特別の処置をとった場合、その状況に関すること。
- (6) その他特に指導が必要である場合には、その事実に関すること。

今回の改訂では、観点別学習状況が基本となりこれは絶対評価、評価は必修教科の数学は絶対評価を加味した相対評価、選択教科の数学は絶対評価、所見は個人内評価ということで位置付けられたといえよう。

9. おわりに

以上、中学校生徒指導要録について、指導要録の性格等と、学習指導要領との関連において中学校数学科の学習の記録について、改訂ごとにその構成、様式、評価方法、記入上の注意などについてみてきた。

指導要録は勿論「各教科の学習の記録」だけではない。平成3年から中学校で使用されている指導要録についてみると、「様式1 学籍に関する記録」には、生徒、保護者、入学

前の経歴，入学・編入学等，転入学，転学・退学等，卒業，進学先・就職先等の各欄及び学校名と所在地，校長氏名印，学級担任者氏名印の個所などがある。また，「様式2 指導に関する記録」には，各教科の学習の記録の外に，特別活動の記録，行動の記録，進路指導の記録，指導上参考となる諸事項，出欠の記録等の各欄がある。

ここでは，「各教科の学習の記録」（名称は変わってきている）の数学を中心として考察してきた。この内容も，今は「Ⅰ観点別学習状況」，「Ⅱ評定」，「Ⅲ所見」であるが，その呼称や順序，評価方法など，改訂のたびにいくつかの改善が加えられて現在のものになっている。これは特に学習指導要領の改訂と密接な関連をもっているといえる。指導と評価の一体化，指導目標と評価目標の一体化である。

各教科の学習に関する評価の観点か，中学校数学科でどのように変遷してきたかを整理してみると次のようである。

○昭和24年のもの（生活単元学習）

「関係を理解してそれを問題解決に応用する能力」，「計算測定 of 技能」，「実際場面において正確に数学的な技能を使用する習慣」

○昭和30年のもの（生活単元学習の反省）

「数学への関心」，「数学的な洞察」，「論理的な思考」，「技能」，「数学の応用・創意」

○昭和36年のもの（系統学習）

「数量への関心」，「知識・理解」，「技能」，「直観・見通し」，「論理的な思考」

○昭和46年のもの（現代化）

「知識・理解」，「技能」，「数学的な考え方」

○昭和55年のもの（基礎・基本の重視）

「知識・理解」，「技能」，「数学的な考え方」，「数学に対する関心・態度」

○平成3年のもの（問題解決学習志向）

「数学への関心・意欲・態度」，「数学的な考え方」，「数学的な表現・処理」，「数量，図形などについての知識・理解」

これをみると，生活単元学習時代の観点は生活経験と結び付いた特徴をもっており，また，現代化時代の観点は知識・理解，技能が重視されて始めにきているが，関心・態度等は除かれているのが象徴的である。

評価方法についても，基本的には「観点別学習状況」又はそれに相当するものは個人内評価から現在は絶対評価，「評定」は絶対評価を加味した相対評価，「所見」は個人内評価であるといえよう。現在は評定よりも観点別学習状況が重視されているといえる。これは国際数学教育調査に現れた事実を，謙虚に受けとめて反省した結果であると考えたい。

ただし，数学科の学習の評価においては，評価の形態としての絶対評価，相対評価及び個人内評価を目的に応じて総合的に適用することが必要であろう。

絶対評価，相対評価及び個人内評価には，それぞれ長所・短所があり，いずれか一つの

評価法を用いるだけでは生徒の学習状況を十分に把握できるものではない。したがって、生徒を総合的に評価するときは、一つの評価法だけに固執することは望ましくなく、どれかの評価法を中心にすえるとしても、他の評価法を加味した総合的な評価の見地が必要であるといえる。

指導要録では、指導資料として役立つことが現在強調されているので、そのためには、達成度評価すなわち絶対評価に対して特に強い関心が向けられているのは事実である。指導に役立つという指導要録の趣旨を生かすためには、日々の授業における評価と指導要録との関連を一層密接にすることが必要である。指導要録の評価は総括的评价であるが、日々の授業の評価、単元ごとの評価、学期ごとの評価を、どのように総合的に判断して指導要録に要約していくか等について、各学校の教師間で十分論議し、意思の疎通、共通理解を図っていく必要があるといえる。

また、指導要録の観点別学習状況の数学科の4つの観点「数学への関心・意欲・態度」、「数学的な考え方」、「数学的な表現・処理」、「数量、図形などについての知識・理解」で、「数学への関心・意欲・態度」を最初に位置付けたことは、中学校数学科の目標と大きくかかわっているといえる。観点別学習状況の観点は、中学校数学科の目標との関連において定められたもので、それぞれ独立のものとして個別にとらえるのではなく、相互に関連しあい補完しあいながら、総合的に数学の学力を形成していくものとしてとらえていくことが大切である。各学校において目標の達成度を把握するための評価基準の定め方に一層の工夫が必要であるといえよう。

今後学習指導要領が改訂されるとするならば、評価の観点がどうなっていくか注目に値するものがある。

上述してきたものは文部省の参考案であるため、これを参考としながら各都道府県や市町村では実態に即した部分修正は法令上可能である。しかし現実には、一部の地域を除いて、この文部省案が本筋において適用されているのが実態であるといえよう。

10. (付記) 指導要録開示問題

川崎市教育委員会は平成5年2月6日、94年度（平成6年度）から指導要録の全面開示を決定した。それによると「在学している者から請求があった場合の今後の取り扱い」に言及し、「93年度以降の記載部分について、94年度以降、本人に全部開示する。」とし、請求があれば、指導要録を本人に開示することを明記した。今までも、大阪府箕面市教育委員会は卒業生に限って開示を許容していたが、今回の決定は非開示を当然としてきた教育界に大きな波紋を投げかけたといえる。

指導要録は、教師の指導のための重要な資料であり、客観的に正確公平に書かなければならない。開示・公開を前提にすると、思いどおりの記載ができない可能性もある。生徒のプライバシーの保護には今までも慎重な対応がなされていた。対外証明にも生徒にとっ

て不利な証明はしないことが定着してきている。情報公開という世論の動向も考慮しなければならないが、開示・公開すると教師と生徒、教師と保護者の間の信頼関係が損なわれる場合も考えられる。

教科の学習や行動などについては、家庭へは通信簿等で十分連絡がとれているのであるから、指導要録の性格上、開示・公開には慎重な対応が必要であるのではないだろうか。この問題は教育の在り方、評価の在り方の基本に大きな課題を投げかけたものと思う。評価する立場の教師は自己の問題として真剣に考え、私どもも教育界の転機として今後の動向を自らのこととして見守っていきたいと思う。

参 考 文 献

- 1) 平成3年改訂 指導要録の解説
文部省内指導要録研究会 ぎょうせい
- 2) 教育小六法 平成5年版 学陽書房

On Student's Cumulative Guidance Record at Junior High School and Evaluation of Math-Learning

Rokuro NOZAKI

Faculty of Liberal Arts

Okayama University of Science

Ridai-cho 1-1, Okayama 700, Japan

(Received September 30, 1993)

Today, many emphases are put on uniting teaching with evaluation of learning. Evaluation of math-learning is recorded, as overall evaluation, in the student's cumulative guidance record.

The record of learning in the present cumulative guidance record consists of three parts, that is, learning conditions from each viewpoint, grading, and teachers' views. Then, absolute evaluation, relative evaluation, and inner-individual evaluation are applied according to each characteristics when recorded. These evaluations have been given some improvements on their names, orders, the way of evaluating, and so on, every time the cumulative guidance record is revised.

Here in this paper, concerning each revision of the student's cumulative guidance record at JHS, I examined its characteristics, and I studied how to evaluate math-learning at JHS in connection with the course of study.